

2001年5月



The Britannia Steam Ship  
Insurance Association Limited

**クラス3 (P&I) メンバー各位  
特別コレスポンデント各位**

**乗組員への契約補償金の支払い (Payment of Contractual Compensation to Crewmembers)**

ご承知のように IMO 評議会と ILO 理事会は以下の事項を審議するため臨時に合同専門家作業グループを設置した。

- (a) 死亡、身体傷害、遺棄に対する乗組員の損害賠償請求に関する責任と補償につき起きるであろう問題とその範囲の評価。
- (b) そのような問題を扱う国際的法律文書の有効性。
- (c) 以上につき適切な勧告をまとめ、IMO 法律委員会と ILO 理事会に提出すること。

P&I クラブ国際グループと国際海運連盟がともに参加するこの作業グループは、最近三度にわたり会合を持った。

契約上の給付受給権を満足すべき支払いにつき国際運輸労連が特に表明する懸念に答えて、国際グループはその規定する(国際海運連盟も支持する)方針、すなわち乗組員が疾病、身体傷害、死亡の際雇用契約書に基づき受け取るべき金員は、次のように支払われるべきものとの方針を繰り返し述べた。

- (1) 当該乗組員へ支払われるべき金額が確定し次第直ちに控除なしに支払う。

たとえば乗組員が死亡すれば、雇用契約書で定める死亡手当金は遅滞なく全額支払われるべきこと。乗組員が負傷した場合、傷害の程度が最終的に確定するまで支払い額を決定できないことが多いのはいうまでもない。

- (2) 雇用契約書の条項や乗組員の母国/契約締結国の法律で、損害賠償請求権のすべてにつきそれがどのように発生しようとも、定額の支払いをもって補償金の最終的かつ全額の支払いとされる場合を除き、補償金の支払いは、それをもって乗組員やその被扶養者が不法行為や過失などに対する訴権の行使を棄権し差し控えることを条件とはしない。

このサーキュラーは、当クラブのメンバーとコレスポンデントに国際グループの方針を想起いただくためのものである。このことを念頭に国際グループは、ここにそのひな型を添付する受領証兼棄権書の使用を各位にお勧め申し上げる。

詳しくはマネジャーまでご連絡いただきたい。

以上

同様のサーキュラーが P&I 国際グループの他クラブからも発行される。

裏面へ続く

## 受領証兼棄権書のひな型（国際グループ起草）

私 [乗組員または乗組員の法定相続人、被扶養者、遺産相続人の氏名を挿入]はここに[通貨金額を先ず数字で、次に文字で挿入]を受領したことを認めます。また私はこの支払いを受けるにあたり、私[受領者が乗組員の法定相続人その他である場合は乗組員の氏名を挿入]が[船名を挿入]号上で勤務中[事故の年月日を挿入]かその前後に発生した事故につき[日付けを挿入]付けの雇用契約書のもと発生した義務を[乗組員の雇用者名を挿入]が全面的に履行したものと認めます。

私はこの支払いが上記の事故に関する[雇用者の氏名を挿入]の契約上の義務の履行のためにのみなされたものであって、その支払いの故に雇用者が非契約上の損害に対する責任をも認めたことにはならず、また私がそのような損害に対する賠償請求を[雇用者名を挿入]やその他の当事者に提起する権利を害されるわけでもないことを認めます。私はこの支払い額でもって上記の事故より発生する他の損害賠償請求につき裁定されまたは合意された損害賠償額を相殺することを承認します。